(第77条第4項)

処分基準

平成 21 年 2 月 13 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 77 条第 4 項
処分の概要	道路使用許可の条件の変更・付加
原権者(委 任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	
処分基準	別紙参照
問い合わせ 先	処分を行い、又は行おうとする警察署の交通課(交通第一課を含む。)又 は交通部高速道路交通警察隊
決裁区分等	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長

別紙

[別紙参照]